

●香川県公告第四百七十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による廃止の届出があったので、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年八月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所

溝渕稔

高松市三名町二八番地

溝渕ヒナ

高松市三名町二八番地

溝渕学

高松市三名町一五番地

佐藤富美子

高松市三名町六番地一

春日浅雄

高松市一宮町六番地

溝渕育成

大阪市淀川区新高四丁目三番四号

藤井千恵子

大阪府高槻市八幡町六番三五号

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

キョーエイ三名店

高松市三名町字東原六番一号ほか

3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

四、九〇二平方メートル

4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

零平方メートル

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日

平成十三年十二月二十五日

二 届出年月日

平成十四年七月三十日